

平成22年 5月20日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18520618

研究課題名（和文） 人権概念の比較文化的研究

研究課題名（英文） A Cross Cultural Study of the Concept of Human Rights

研究代表者

沼崎 一郎 (NUMAZAKI ICHIRO)

東北大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：40237798

研究成果の概要（和文）：日本における「人権」概念の特徴は、国家に対する個人の政治的・市民的自由という西欧的な理解は司法分野に止まり、不当な「権益」の侵害によって「尊厳」を奪われている「少数弱者」が社会に承認され「権益」と「尊厳」を回復する権利であるという認識が社会的大勢を占めていることである。その影響で、女性の権利が人権問題と認識されるかどうかは問題によって大きく分かれるのに対し、障害者の権利は人権問題と認識される社会的支持を得ることが多い。

研究成果の概要（英文）：In the Japanese conception of “human rights”, the western notion of political and civil liberties against the state is limited in the legal circles. More widely held is the understanding that “human rights” are the rights of minorities whose justifiable “entitlements” are violated and thereby their human “dignity” is denied. Due to such a conception, women’s rights are not so easily recognized as human rights, while the claims of the disabled people are more easily recognized as such.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,100,000	0	1,100,000
2007年度	800,000	240,000	1,040,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,500,000	720,000	4,220,000

研究分野：文化人類学

科研費の分科・細目：文化人類学・民俗学

キーワード：文化、人権、

1. 研究開始当初の背景

私は、1995年から選択的夫婦別姓の法制化を求める民法改正運動に参加した。1996年2月、法制審議会は5年越しの検討の結果、夫婦別姓選択制の導入を含む民法改正要綱を答申した。すると、一部の宗教団体や政治

家から夫婦別姓反対の大合唱が起こり、1996年は夫婦別姓論争の年となった。反対派の主張の要点は、夫婦同姓は家族の一体感をもたらす良き伝統であり、大多数の国民に受け入れられている日本の文化だから守るべきだというものだった。ここで、「女性の人権」

が「日本の伝統」と対立するという論争の構図に興味を抱いた。なぜなら、同じ構図が、香港の土地平等継承権論争でも見られたからである。土地相続権を男子のみに認めるといふ漢族社会の伝統文化を容認すべきか、女性の人権という視点から男女平等相続に改めるべきかをめぐり、香港の世論を二分する大論争が展開された。日本でも香港でも、女性の人権と民族の文化とが衝突しているように見える。これは、文化人類学者であり、かつ人権擁護のための社会運動に取り組む私にとって、理論的にも実践的にも重要な課題となった。なぜ、香港でも日本でも、同じような構図で文化と人権が対立するのだろうか。その後、私は、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど女性への暴力の問題にも取り組み始め、被害者支援の現場から、日本の性文化と女性への暴力の関係に関する考察を開始した。興味深いことに、女性への暴力に関しては、これを伝統文化だと擁護する言説は見られないし、対策をめぐる論争においても日本文化と女性の人権が対立するという構図は顕在化していない。しかし、たとえばアフリカにおける女性生殖器切除の慣行をめぐる論争では、これを女性への暴力であり人権侵害であると捉える立場と、伝統的な儀礼として擁護する立場とが、人類学者をも巻き込んで大論争になっている。この違いは、何が原因なのだろうか。さらに、障害者の自立生活運動への支援活動に関わった経験から、日本の障害者の自立生活運動は、ケアへの権利という新しい人権を主張しているのではないかと気づいた。一方で、日本人の人権概念と、障害を持たない日本人の障害観とに密接な関係があり、その結果、独自に日本的な人権概念というものが、西欧から移入された人権概念と並存している可能性を発見した。そこで、本研究では、私自身の実践的経験を踏まえつつ、これまでの研究蓄積を発展させるため、〈女性の人権〉と〈障害者の人権〉という2つの領域における運動と論争とを取り上げ、日本と他の非西欧諸社会、特に中国・韓国・台湾・香港などの東アジア諸社会との比較を通して、人権概念を正当性根拠とする伝統文化変革運動の共通点と相違点とに注目しつつ、異なる歴史的・文化的環境における人権概念の受容と流用の実態の比較文化的研究を企画した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近代的な人権概念を正当性根拠として伝統文化の変革を求める社会運動の比較文化分析を通して、文化に潜む人権侵害の問題と、人権概念に潜む西欧中心主義の問題とを考察することである。特に、日本を含む非西欧世界において、文化変革運動

の担い手たちが、自社会の伝統文化をどのように捉え、どのように問題視しているのか、また自文化変革要求の正当性根拠として、西欧起源の人権概念をどのように受容または流用しているのかを、民族誌的に明らかにすることである。そして、そのような非西欧世界の人権運動が、西欧的な人権概念に対して投げかける問題提起をすくいあげ、西欧起源の人権概念の普遍性と相対性とを、人類学の視点から問い直すことを試みた。具体的には、〈女性の人権〉と〈障害者の人権〉とに焦点を合わせ、(1)西欧起源の人権概念のいかなる要素が移入後も保持されているか、(2)当該社会の伝統文化は人権概念にいかなる変容を加えているか、そして(3)非西欧社会の文化変革運動は普遍的な人権概念の確立にいかに寄与しているか、この3点を明らかにしようと試みた。その際、特に草の根の文化変革運動の担い手たちが、(1)どのような生活経験から自文化の問い直しを始めたのか、(2)どのように西欧起源の人権概念を現地化・土着化しているのか、そして(3)どのように国際社会の活動家(国連諸機関、NGOなど)と連携あるいは対立しているのか、この3点に注目して分析を進めた。また、本研究では、「障害」概念の文化的特殊性と通文化的共通性についても吟味する。特に、日本社会と他の東アジア諸社会において、「障害」とは何か、「障害」に対してどのように対応すべきかについて、その捉え方が異なるのかどうか、異なるとすれば、それゆえに障害者の人権というものの捉え方も異なるかどうか、比較検討を目指した。

3. 研究の方法

文献資料を用いて、明治以来の「人権」概念の意味的变化を分析した。法務省や人権擁護機関のホームページ、ポスター、作文コンテストなどの資料を収集し、そこに表れる「人権」観念・意識の意味分析を行った。

女性運動、特にセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス等の女性に対する暴力の問題に取り組むNPO・NGOの活動に関する文献資料、女性に対する暴力を含む民事事件・刑事事件に関する判決等を収集し、そこに表れる「人権」観念・意識の意味分析を行った。

障害者の自立生活運動に関する文献資料を収集し、そこに表れる「人権」観念・意識の意味分析を行った。

以上の分析結果を総合し、理論的検討を行った。特に、文化相対主義との関連において、「人権」概念の国際化の現状を検討し、日本の「人権」概念の特徴を分析した。

4. 研究成果

「人権」概念は、明治期に欧米文明の基本

概念として日本に移入されたわけだが、その際、“right”という概念が「権利」と翻訳されることにより、原語が持っていた「正当性」の要素が薄められる結果となった。

“human rights”も当初は天賦人權と訳されたが、ここでも「権」という漢字が当てられたところに注目すべきである。「権」という漢字は、中国語・日本語ともに、なんらかの「力」すなわち“power”を含意する。自由民権運動においても、国権に対する民権というように、国家と人民との力の配分、勢力関係が主に問われ、民権の正当性の根拠付けに関する議論は弱かった。そのため、権利という語は、なんらかの利益を受け取る力という意味合いを持つようになり、欧米の権利概念からずれてくる。いわば人民の「権益」である。それが明治憲法の下では国家によって大きく制約されていたこともあり、人間が生まれながらにして一定の不可侵・不可譲の権利を持つという人権概念は日本に定着しなかった。戦後は、新憲法が基本的人権を保障することとなるが、それはあくまでも法律上のことであり、新憲法の規定する人権については、憲法学など法律の専門分野では議論されることはあっても、一般の人口に膾炙する場合には、戦前からの日本的な権利概念を引きずったものとなった。そのため、個人間の「権益」の衝突あるいは侵害が「人権問題」と捉えられがちであり、国家に対する人民の権利という意識は、現在でも非常に弱い。その結果、国家対個人ではなく、むしろ私人間の関係において、不当に「権益」を侵害され、その結果「尊厳」までも奪われた「少数弱者」の問題こそが、人権問題であるという日本的人権概念が形成された。

この日本的「人権」概念は、日本の女性運動に対する日本社会の反応を大きく規定している。第一に、女性は「少数弱者」であるという認識が日本社会では薄い。そのため、女性の問題が直ちに人権問題であると認識されることがない。これは、セクシュアル・ハラスメントに対する日本社会の反応によく表れている。それが、コミュニケーションの齟齬であるとか、恋愛関係の縄目であるという認識が広く共有されている間は、セクシュアル・ハラスメントが「人権問題」であるという共通理解が形成されることはなかった。長年の法廷闘争と、その結果としての法改正とセクシュアル・ハラスメント対策の制度化を経て、ようやくセクシュアル・ハラスメントは性的自己決定権という人権を侵害する行為だという認識が社会に広まりつつある段階である。対照的に、ドメスティック・バイオレンスの場合には、生命の危険をもたらすほどの身体的暴力を含むものについては、不当な「権益」の侵害による「尊厳」の棄損という日本的な「人権侵害」理解に合

致するため、被害女性の権利主張の正当性が、比較的早くから認識された。その結果、ドメスティック・バイオレンス防止法が超党派の議員立法によって成立するという画期的な政治的成果が見られ、被害女性の救済に取り組む民間シェルターの主催する全国シェルターシンポジウムには、政府の省庁、自治体職員、民間活動家が多数参加している。さらに、儀式における女人禁制や夫婦別姓など「伝統」として正当化されうるような問題の場合には、女性の「権益」が不当に侵害されているとは見なされず、それが「人権問題」であるという社会的共通理解は得られないようである。このように、問題によって、女性の権利が「人権」として認識されやすい場合と、そうでない場合とが大きく分かれる。この点では、西欧的・国際的な人権概念を、比較的そのまま受容し、法制度に反映させようとしている他の東アジア諸国とは事情が大きく異なる。

一方、障害者運動の場合には、障害があるということ自体が、健康という本来人間に「自然」に与えられるべき「権益」が損なわれ、その結果「尊厳」が奪われていると認識されるために、障害者の権利は「人権」であると認識され、その権利主張が共感を受ける場合が多い。政治的・制度的な権利保障が実現するか否かは別問題であるが、一般社会の障害者の権利に対する共感度は、女性の権利に対する共感度よりも高いと言えよう。この点でも、他の東アジア諸国とは対照的な状況にある。

日本の障害者自立運動から生まれた独自の権利主張に「当事者主権」というものがある。これは、ケアを受けるにあたっての当事者の自己決定権であるが、この「当事者主権」という概念を女性運動にも導入しようという動きがあり、また現在では未だ実現していないが、地域主権といった考え方との連動する可能性もある。障害者の「当事者主権」も、地域主権も、国家によるサービスを受ける権利あるいは国家の介入を拒否する権利であるから、ここに日本的な形で、国家に対する個人の権利を人権と捉える動きが新たに出現する可能性がある。その際、重点は、政治的・市民的自由という古典的かつ西欧的な人権ではなく、社会的・経済的・文化的自由の積極的保障に置かれることだろう。

日本的な「人権」概念は、必ずしも国際的な人権体制に適合的なものではない。国際標準から見て人権保障が弱い面も多々ある一方、国際標準では問題化されない課題が日本では人権問題として表面化しているという面もある。国際標準に照らして日本の人権文化をより豊かなものにしようという運動は既に見られるが、日本的な発想によって国際的な人権文化をより豊かなものにしようと

いう運動は未だ弱い。これは、文化人類学にとっても、大きな課題となるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

1. Numazaki Ichiro 査読無 “A Way of Life or A Matter of Discrimination?: Gender Inequality, Human Rights and the Cultural Politics of ‘National Tradition’ in East Asia,” *Annual Report 2005, Center for the Study of Social Stratification and Inequality, Tohoku University*, 2007年, 114-127.

[学会発表] (計1件)

1. Numazaki Ichiro “Cultural Models of Spousal Abuse: An Examination of Cases from Non-Western Societies,” *Annual Meeting of the American Anthropological Association*, 米国サンフランシスコ, ヒルトンホテル, 2008年11月19-23日.

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

沼崎 一郎 (NUMAZAKI ICHIRO)

東北大学・大学院文学研究科・教授

研究者番号：40237798

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし